

～厚生労働省ヒアリング資料～ 全国児童家庭支援センター協議会



本日のメニュー

- ①地域において子ども家庭福祉に関するソーシャルワークを行うにあたっての課題 ⇒ ②児童家庭支援センターに求められる人材 ⇒ ③研修・人材養成や人事制度・キャリアパスについての現状と課題、取組状況(里親支援実践を含む)

全国児童家庭支援センター協議会

会長

橋本達昌

児家センの果たしている役割について

- 地域・家庭からの相談に応ずる機能
- 児相のランチ機能(指導委託)
- 関係機関連絡調整機能
- 市町村のバックアップ機能<H21追加>
- 里親養育支援機能<H23追加>

地域において、子ども家庭福祉に関するソーシャルワークを行うにあたっての課題 ～民間支援機関の視座から～

- ・今、地域・基礎自治体では、児童相談体制の充実や多機関連携拠点としての“子どもを(見)守る地域ネットワーク”の構築が喫緊の課題となっている。

ネットワーク・イコール“要対協”

- ・しかし他者を“見守る”というのは、とても難しい所作・・・。

殊に猜疑心や嫉妬心が渦巻く現代社会では“見守り”社会は実に容易く、息苦しさや生き辛さを伴う“見張り”社会へと変容してしまうリスクを孕んでいる。

「子どもの見守り強化アクションプラン」の狙所

- ・そこで地域・基礎自治体には、児家センや子育て支援センター等に加え、子ども食堂やシェルター、妊娠相談機関等、新たな民間リソースとの連動により(関係が途切れない)“息の長い”、(要求し過ぎない)“ゆるい”つながりを、“寄り添い”や“伴走”というスタイルで、いかに構築していくかが問われている。

民間資源の中核であり、ネットワークの要となるべきなのが、同じ民間リソースである児家セン！

今日、求められている“当事者”と“支援者”への支援

- 寄り添い支援を実効化していくには、まずは(当事者が)
“自分が主体であるという実感”を抱けるような機制(仕掛け)が必要
対象化され、批判される不愉快から“逃避行”
- 意見表明権の保障・アドボケートシステムの構築・家族応援会議の実践、さらには、ケアマネジメントシステムの導入等は、社会的養護(措置)制度等に内在している“**上から目線**”モードを一掃し、当事者のおもいをど真ん中に据えた支援の実現に資する。
ほぼ公務員で構成され、会議開催自体が目的化 **加えて要対協の形骸化をも改善...** 市町村事業との接続にも期待 要対協(の構成メンバーや仕組み)は、地域のカルチャーそのもの！ 地域共生＝開かれた信頼＝の象徴として再構築すべき！
- (前述の民間支援機関のほか、)里親、アドボケーター、当事者団体等が、上述のモードを緩和すべく、支援の輪(ネットワーク)に加われれば、
次には、いかに“支援者を支援する仕組み”を実装すべきかが問われよう。

「児家センに求められる人材」を語るうえで必要な論点

【支援の悉皆性】

今後、地域でファミリーソーシャルワークを展開するにあたり

いかに**民間リソースを利活用**していくか？（さらにそれらを要対協に組み込むことで、）

いかに**形骸化している要対協を活性化**させていくか？

【支援のベクトル】

息の長い支援（つきあい）、**ゆるい**支援（つながり）を拡大しつつ、それに

いかに“**自分たち家族は大切にされている**”という実感を伴わせるか？

【支援者への支援】

里親や当事者団体、民間リソース（子ども食堂・学習支援拠点の）市民ボランティアの
継続性を担保する観点から、

いかに“**支援者への支援**”システムを構築するか？

R2.8.12「全国子ども家庭養育支援研究会」発足

実践の水平展開・
実践者交流の場

- H30.12.15 全国里親会、R2.8.1 日本ファミリーホーム協議会
相互支援協定を締結（協定書に「合同研修会の開催等～検討し～」）
- 合同研修会（セミナー）を開催するための受け皿として研究会を創設
- 里親&ファミリーホーム、児童家庭支援センター&社会的養護施設が、
子ども家庭総合支援拠点にコミットし、“つながり”が強化されることで、
家庭養護が推進されるとともに、各コミュニティに在る
「要対協」（＝通称：子どもを守る地域ネットワーク）が、
その名のと通りの機能を発揮しうる。・・・セミナーのねらい
- さらに当事者の権利擁護（意見表明権の保障）をも展望しつつ、
毎年1回、全国巡回方式でセミナーを企画・実施する

全国の動き・・・「相互支援協定」(↓)と、
これを実効化するために創設された
「全国子ども家庭養育支援研究会の設
立趣旨(一部抜粋)」(→)

全国児童家庭支援センター協議会と一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
相互支援協定書

全国児童家庭支援センター協議会と一般社団法人日本ファミリーホーム協議会は、両会の信
頼を基盤としつつ相互支援を促進し、もって我が国の社会的養護の発展に貢献することを目的
として、ここに相互支援協定を締結する。

- 両会は、相互支援の必要性に基づき、次に掲げることを促進する。
 - 児童家庭支援センターは、ファミリーホームからの相談等に積極的に応じ、適切な支援に努める。
 - ファミリーホームは、児童家庭支援センターからの事業協力依頼等に対して、受託するよう努める。
 - 両会は、各々が主催する研修会や研究等について、積極的に情報交換を行い、成果の共有に努める。
 - 両会は、その他合同学会等の開催等、相互に必要があると認められた活動を検討し、その実現に向け努める。
- 本協定に基づく上記の内容は、両会で十分な協議と同意を経て、遂行する。
- 本協定を実施するにあたっては、両会の自主性を損なわないものとし、両会とも、一方の当事者の同意が無く限り、他方からいかなる制約も受けないものとする。
- 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、当事者から意欲の申し立てがない場合は、1年ごとに自動的に更新される。
- 本協定の締結の前として、本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

令和2年8月1日

全国児童家庭支援センター協議会 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
 会長 橋本達昌 会長 北川聡子

全国子ども家庭養育支援研究会の設立趣旨と今後の活動概要(一部抜粋)

今日すべての社会的養護施設関係者には、家庭養護優先原則に基づく地域支援・ファミリーソーシャルワーク機能の拡充が求められている。特に親子関係再構築支援や里親養育包括支援、社会的養護自立支援などの支援事業スキームの確立や個別対応支援スキルの向上は喫緊の課題となっている。

要保護児童対策地域協議会(通称:子どもを守る地域ネットワーク)を強化していくためには、各々の行政機関職員はもとより里親や社会的養護関係施設・事業スタッフなど要保護児童対策の中核を担う支援者らが地域コミュニティごとに大同団結し、繋がりを深め合うことが不可欠である。

- 地域コミュニティネットワークは、以下の改革によって着実に構築されよう。
- ① 社会的養護施設が多機能化を推進し、児童家庭支援センターを装備した上で、地域支援(パーマネンシー保障)や里親養育支援に能動的に取り組む。
 - ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点(含:要対協)が、自らの機能を拡充するため、児童家庭支援センターや社会的養護施設、里親・ファミリーホーム等の民間社会資源の有効活用に積極的に取り組む。
 - ③ 地域の多様な社会資源が、(官民を問わず)ワンチームとなって、虐待等の早期発見、家庭養護の推進、養育の質の向上等に主体的に取り組む。

本会は、このような信条に基づき、毎年1回、全国巡回方式で啓発型セミナーを開催する。これにより地域支援や里親養育支援などファミリーソーシャルワーク実践と地域ネットワーク構築に関する好事例の水平展開をはかる。

- ①「実家か、里親か、施設か」ではない、むしろその全てが連動する新たな社会的養育体制の構築
- ②ケアマネジメント＝当事者のおもいをベースに作成されたケアプランに基づく支援＝システムの創出
- ③地域社会から分断・孤立しないために、市町村と連動・一体化したファミリーソーシャルワークの拡充
- ④要対協への民間支援機関の参入による再構築 (情報共有&発信機能+計画&開発機能+調査&教育機能)

